

○福岡大学動物実験規程

平成21年3月26日

制定

平成21年4月1日施行

第1章 総則

(趣旨・目的)

第1条 大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)及び文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、科学的、動物愛護及び環境保全並びに動物実験等を行う者の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

(基本原則)

第2条 福岡大学(以下「本学」という。)における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施にあたっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限

度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の意義については、次に定めるところによる。

(1) 動物実験等 第5号に定める実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養又は保管若しくは動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。

(6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 実験従事者 動物実験等を実施する者をいう。

(8) 実験責任者 実験従事者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者で、助教以上の専任教育職員をいう。

(9) 管理者 施設及び動物実験等を管理する者(アニマルセンター長、主任教授等)をいう。

(10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する者で、管理者を補佐し実験動物の管理を担当する者(教育職員)をいう。

(11) 飼養者 管理者、実験責任者及び実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、実験責任者、実験従事者及び飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月)をいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等及びこの規程に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 学長の責務

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、この規程の適正な運用を図るため、動物実験に関する諸規程の策定、動物実験委員会の設置、その他動物実験等の適正な実施に関して必要な措置を講じるものとする。

第4章 動物実験委員会

(委員会)

第6条 本学に動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の役割)

第7条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画のこの規程及び指針等への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。

(6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

(1) アニマルセンター長

(2) 理学部、工学部、医学部、薬学部及びスポーツ科学部の各教授会構成員のうちから教授会において選出された者各1人

(3) 実験動物及び動物実験等に関して優れた見識を有する者で、当該教授会又は診療部長会において選出された次に掲げる者

ア 医学部 3人

イ 薬学部、福岡大学病院、筑紫病院 各1人

(4) アニマルセンター所属の専任教育職員 1人

(5) 人文・社会科学分野の有識者で学長が指名した者 若干人

(6) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 委員長は、委員会が専任教育職員のうちから推薦し、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長が必要と認めたときは、関係の職員他の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員の委嘱及び任期)

第9条 前条第1項に定める動物実験委員は、学長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第10条 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者総数の過半数により決する。ただし、同数のときは、議長の決するところによる。

(所管課)

第11条 委員会の庶務は、アニマルセンター事務室が処理する。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査等)

第12条 実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を検討すること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学長は、実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該実験責任者に通知するものとする。

3 実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第13条 実験従事者は、動物実験等の実施にあたって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次の事項を遵守すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮

ウ 適切な術後管理

エ 適切な安楽死の選択

(3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体及び遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い手術等にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第14条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、設置の承認又は非承認を決定するものとする。

3 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養又は保管若しくは動物実験等を行わせてはならない。

4 アニマルセンター以外の施設を飼養保管施設として使用する場合は、次条を準用する。

(飼養保管施設の要件)

第15条 飼養保管施設は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 管理者が置かれていること。

(動物実験室の設置)

第16条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、設置の承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行わせてはならない。

(動物実験室の要件)

第17条 動物実験等は、原則としてアニマルセンター内の実験室を使用しなければならない。アニマルセンター以外の実験室を使用する場合は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第18条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」により学長に届け出るものとする。

2 管理者は、施設等の廃止にあたり、必要に応じて、実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第20条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、実験従事者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、実験従事者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物の導入にあたり、関連法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第23条 実験動物管理者、実験従事者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 実験動物管理者、実験従事者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、実験従事者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害及び疾病にかかった場合、当該実験に支障のない範囲で適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数の動物の飼育)

第25条 実験動物管理者、実験従事者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第26条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第27条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を相手方に提供するものとする。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第8章 安全管理

(危害防止)

第29条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、実験従事者及び飼養者に、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるよう指示しなければならない。

4 管理者は、有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第30条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第9章 教育訓練、自己点検・評価、情報公開等

(教育訓練)

第31条 実験動物管理者、実験責任者、実験従事者及び飼養者は、次の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第32条 学長は、委員会に、指針等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、前項に基づき自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、実験責任者、実験従事者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の第三者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第33条 委員会は本学における、動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

(その他の動物実験等)

第34条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等についても、この規程の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(補則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。